

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例の一部を改正  
する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例の一部を改正  
する条例

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例（平成 29 年条例第 26  
号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 中

|   |         |   |         |
|---|---------|---|---------|
| 「 |         | 「 |         |
|   | 1,000 円 |   | 1,200 円 |
|   | 1,200 円 |   | 1,500 円 |
|   | 1,500 円 |   | 1,800 円 |
|   | 3,000 円 |   | 3,600 円 |
|   | 700 円   | を | 750 円   |
|   | 850 円   |   | 950 円   |
|   | 1,000 円 |   | 1,100 円 |
|   | 2,000 円 |   | 2,300 円 |
| 」 |         | 」 | に改める。   |

(2) 別表 2 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表 1 に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前におい

ても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例第 5 条第 1 項の承認を受けている使用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理 由)

旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮の使用料を区民センターの集会室の使用料を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。